

新規申請にあたっての注意事項

1. 屋外広告物許可申請書（第1号様式）に記入の上、添付書類を添えて申請してください。
（郵便番号や電話番号の漏れがないようにお願いします）。
2. 添付書類は正副**2部提出**してください。
3. **ご連絡先・ご担当者**を記載してください。（メモ書き等で結構です。）
4. **申請に当たっては、事務手数料がかかります。**
5. 表示（設置）場所には、原則、**地番**を記入してください。
※土地所有者の承諾書など同一の地番となるよう注意してください。

◎提出書類

- 屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- 案内図 明細地図やインターネットの地図でも可です。
- 配置図 屋外広告物の設置位置を表示したもの。
- 意匠図 広告の寸法、デザイン、形状、構造及び材質の確認ができるもの。
- 立面図 建物高、広告物の**設置位置(高さ)**が確認できるもの。
- 土地所有者等の承諾書又は許可書【他人の土地に設置する場合】
- 委任状【申請者以外の方が申請する場合】 **※押印必須**
- 返信用封筒（角形2号サイズの封筒と郵便切手）【許可通知書の郵送をご希望される場合】
- 屋外広告業登録通知書の写し
屋外広告業を営む方（申請書では工事施工者欄）は神奈川県への登録が必要になります。
- 特定屋外広告物安全管理者の資格証明書の写し
広告塔又は屋上広告物で、高さが4mを超えるものを掲出する場合は、
屋外広告士の資格証又は屋外広告物講習会修了証の写しを添付してください。
- 禁止地域から除外される道路等から直接展望できない地域に掲出する場合は、広告物の設置予定場所から道路の方向を撮影した写真を添付してください。
- 投影広告物または電光表示装置を設置する場合は、神奈川県投影広告物等ガイドライン自主審査チェックシートを添付してください。

◎関係部署

- ・屋外広告業の登録 →神奈川県 都市整備課 TEL045-210-6209
- ・高さ4mを超える工作物 →厚木市 建築指導課 第二庁舎13階 TEL046-225-2432
- ・道路上に突出する（国道）→横浜国道事務所 厚木出張所 TEL046-221-0004
（県道）→神奈川県 厚木土木事務所 TEL046-223-1711
（市道）→厚木市 道路総務課 第二庁舎10階 TEL046-225-2301
- ・水路上に突出する →厚木市 河川下水道総務課 第二庁舎14階 TEL046-225-2362
- ・農地に設置する →厚木市 農業委員会事務局 第二庁舎15階 TEL046-225-2480

担当 都市計画課 TEL：046-225-2401 Fax：046-222-8792

e-mail：4600@city.atsugi.kanagawa.jp